

Title	定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成(1) : 測定規約の統一性を求めて
Sub Title	Reconstruction of accounting of held-to-maturity investments(1)
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shoji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2013
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.56, No.4 (2013. 10) ,p.1- 25
JaLC DOI	
Abstract	<p>今日、いわゆる満期保有目的の金融資産については、その損益の性質は受取利息として明確であるが、それに対して、測定規約はきわめて多様であり、その混乱ぶりを見ると、そもそも、満期保有目的金融資産なる概念が本当に存在しているのか、といった疑問すら湧出するのである。そこで、その統一的な測定規約を再構成する必要があると筆者は考えている。ここでは、次の2点を検討する。</p> <p>まず第1に、売掛金・貸付金・割引債というみつつの 카테고리につき、受取利息をめぐる不統一性を取り上げる。そして、割引くということの意味を改めて俎上に載せることにより、アキュムレーション法(利息法)の妥当性を検討する。</p> <p>そして第2に、割引債等に関するアキュムレーション法については、利息法のみならず、定額法も認められているし、さらに投資社債については、結果的な数値は利息法と同じになるが、その計算プロセスの異なるアキュムレーション法(以下、「アキュムレーション法」と表記する)およびアモーチゼーション法も認められているので、これらとアキュムレーション法(利息法)との関係が、問われなければならない。第2の論点のうち、「アキュムレーション法」・アモーチゼーション法の位置づけの問題は、次稿で取り上げるとして、本稿では、定額法の位置づけだけを再検討する。</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20131000-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成（1）

——測定規約の統一性を求めて——

笠井 昭 次

<要 約>

今日、いわゆる満期保有目的の金融資産については、その損益の性質は受取利息として明確であるが、それに対して、測定規約はきわめて多様であり、その混乱ぶりを見ると、そもそも、満期保有目的金融資産なる概念が本当に存在しているのか、といった疑問すら湧出するのである。そこで、その統一的な測定規約を再構成する必要があると筆者は考えている。ここでは、次の2点を検討する。

まず第1に、売掛金・貸付金・割引債というみつつのカテゴリーにつき、受取利息をめぐる不統一性を取り上げる。そして、割引くということの意味を改めて組上に載せることにより、アキュムレーション法（利息法）の妥当性を検討する。

そして第2に、割引債等に関するアキュムレーション法については、利息法のみならず、定額法も認められているし、さらに投資社債については、結果的な数値は利息法と同じになるが、その計算プロセスの異なるアキュムレーション法（以下、「アキュムレーション法」と表記する）およびアモーチゼーション法も認められているので、これらとアキュムレーション法（利息法）との関係が、問われなければならない。第2の論点のうち、「アキュムレーション法」・アモーチゼーション法の位置づけの問題は、次稿で取り上げるとして、本稿では、定額法の位置づけだけを再検討する。

<キーワード>

アキュムレーション法（利息法）、アキュムレーション法（定額法）、アモーチゼーション法、割引発行、打歩発行、割引現在価値、売掛金、貸付金、割引債、将来受取利息の処遇、当期発生受取利息の処遇、割引債等における利息法と定額法との関係、設備資産における定額法・定率法等の関係、棚卸資産における個別法・先入先出法・後入先出法の関係

I 論点の整理

今日、主要な金融資産としては、投機目的有価証券（売買目的有価証券）と定利獲得目的金融資産（満期保有目的金融資産）とがあるが、このうち前者については、次稿において、主として

その損益の性質を究明する予定である。そこで、本稿では、後者を組上に載せることとしたい。しかし、このカテゴリーの金融資産については、その損益の性質は受取利息として明確であるが、それに反して、その測定規約の側面には、首尾一貫性の点で著しい混乱がある。その混乱ぶりを見るかぎり、筆者などは、定利獲得目的金融資産なる概念が本当に存在しているのか、といった疑念すら覚えてしまうほどである。そこで、本稿では、統一的な測定規約の索出という視点から、この金融資産カテゴリーを検討することとしたい。

まずⅡにおいて、売掛金・貸付金・割引債の、受取利息を巡る処理の不統一性を取り上げることとしたい。既に前稿（拙稿「いわゆる金融資産の会計処理の再構成」『三田商学研究』第56巻第3号）において、定利獲得目的の金融資産については、割引債および貸付金の事例により、アキュムレーション法（利息法）に基づく増価で測定されるべきことを明らかにした。したがって、筆者の結論は既に出ているが、しかし、ここでは、受取利息の妥当な処理という視点から、アキュムレーション法（利息法）に基づく増価測定の妥当性を確認しておきたい。

ところで、このアキュムレーション法については、利息法の他に、定額法という処理方法も認められており、しかもそのふたつの処理方法を等価的に位置づける主張も、ないではない。そこで、Ⅲにおいて、そうした主張が妥当でないこと（つまり、利息法だけが妥当な処理方法であること）を検討しなければならない。

定利獲得目的金融資産の測定規約としては、さらに、投資社債のように、利付債と割引債との性格を合わせ具えたカテゴリーも存在している。その処理方法としては、額面額評価法と発行額評価法というふたつの方法が認められているが、発行額評価法で処理した場合、その処理方法は、一般に、「アキュムレーション法」（割引発行のケース）およびアモーチゼーション法（打歩発行のケース）とよばれている。このうち、打歩発行のケースにおけるアモーチゼーション法は、明らかにアキュムレーション法（利息法）ではないし、割引発行のケースに関する処理方法は、結果的にはアキュムレーション法（利息法）による測定値と同じになるが、その計算のプロセスは異なっている（そのために、「」を付しておいたわけである）。したがって、この「アキュムレーション法」およびアモーチゼーション法の素性を理論的に明確にしないかぎり、定利獲得目的の金融資産に関する処理規約の混乱が解決された（この金融資産カテゴリーにつき、統一的な処理規約がある）、とは言えない。そこで、この点を、Ⅳで穿鑿することにしよう。

以上の検討は、定利獲得目的金融資産に関する統一的な処理規約を見出すことを企図しているが、そうしたスタンスは、例外というものにきわめて寛容な会計理論の在り方（伝統的会計理論のみならず、現代会計理論においても）からみれば、奇異に映るであろう。そこで、統一的な処理規約を追い求めることの意義を、改めてⅤにおいて組上に載せることとしたい。

Ⅱ 売掛金・貸付金・割引債の会計処理の不統一性

（1）一般的処理方法の概要

今日、満期保有目的の金融資産については、一般的には、受取利息の取扱の相違を巡って、大

別してみつつの規約が認められているようである。その点を、売掛金、貸付金、そして割引債の三者により検討することとしたい。ただし、比較可能性のために、2期間（会計期間は1年間とする）を想定し、第Ⅰ期期首にこれらの資産を取得し、第Ⅱ期期末に満期日（決済日）が到来し現金が回収されたと仮定する。

まず売掛金であるが、現金売りなら100、掛売りなら121という販売価格のもとで、第Ⅰ期期首に掛けで売上げた場合、今日一般的には、[売掛金121, 売上121]と仕訳される。言うまでもなく、この121という数値は、第Ⅱ期期末に予定される現金収入額であるから、売掛金は、将来収入額で評価されるわけである。当面の検討課題からすれば、この将来収入額121には、(将来発生する)受取利息21が含まれていることに注目しなければならない。そこで、ここでは、そのことに焦点を当て、けっして妥当な処理とは言えないが、とりあえず、次のように仕訳しておこう。

図表 1

第Ⅰ期期首：	[売掛金121, 売上100]
	[受取利息 21]
第Ⅱ期期末：	[現金121, 売掛金121]

次に貸付金については、第Ⅰ期期首に100を貸付け、每期10の利息を現金で受取ったとすると、今日一般的には、次のように仕訳される。そこでは、受取利息が、貸付金とは別個に（貸付金とは無関係に）処理されている点に留意すべきである。

図表 2

第Ⅰ期期首：	[貸付金100, 現金100]
第Ⅰ期期末：	[現金 10, 受取利息 10]
第Ⅱ期期末：	[現金 10, 受取利息 10]
	[現金100, 貸付金100]

最後に割引債であるが、券面額121の割引債が10%の利子率で発行されたとしよう。この場合、その発行価額は、 $100 (= 121 / 1.1^2)$ となる。そこで、アキュムレーション法（利息法）に従って処理すれば、その仕訳は、次のようになる。

図表 3

第Ⅰ期期首：	[割引債100, 現金100]
第Ⅰ期期末：	[割引債 10, 受取利息 10] (受取利息10 = 100×0.1)
第Ⅱ期期末：	[割引債 11, 受取利息 11] (受取利息11 = $(100 + 10) \times 0.1$)
	[現金121, 割引債121]

(2) 一般的処理方法の問題点

こうした売掛金・貸付金・割引債に関する現行の処理方法を一表化すれば、図表4のようになる。

図表 4

	第Ⅰ期期首	第Ⅰ期期末	第Ⅱ期期末
売掛金	売掛金121, 売上100 受取利息 21	なし	現金121, 売掛金121
貸付金	貸付金100, 現金100	現金10, 受取利息10	現金10, 受取利息10 現金100, 貸付金100
割引債	割引債100, 現金100	割引債10, 受取利息10	割引債11, 受取利息11 現金121, 割引債121

上記のような処理方法については、受取利息の処遇に関する理論的混乱があり、それを反映して、資産評価額に首尾一貫性が欠けていることが指摘されなければならない。そこで、図表4における割引債・貸付金・売掛金の評価額をみてみよう。まず割引債については、その第Ⅰ期期首の評価額は100であり、明らかに、第Ⅱ期期末の実際収入額121と異なっている。それは、割引債の評価額が各期に発生する受取利息額を加算しているからである。いずれにしても、第Ⅰ期期首の評価額は、将来収入額によって測定されているのではない。

それでは、売掛金および貸付金は、どうであろうか。両者の第Ⅰ期期首における評価額は、それぞれ121および100であるから、それは、第Ⅱ期期末における実際収入額、つまり将来収入額となっている。しかしながら、仔細に検討すれば、実は、この両者にしても、その評価額は、実質的にはその内容を異にしているのである。それは、利息処理の相違にかかわっている。すなわち、売掛金の場合、第Ⅰ期期首の仕訳から明らかなように、掛売りに伴う信用供与を今後2年間相手方に与えた場合に生ずる利息分が、売掛金の金額に含まれている。つまり、第Ⅱ期期末における実際収入額121は、元本額と2年間の利息額との合算額に他ならない。したがって、第Ⅰ期期首時点においてみれば、元本額だけではなく、(今後2年間、信用供与した場合に得られる)将来利息額を含んだものとしての将来収入額によって評価されているのである。

それに対して、貸付金の場合、利息額は、その発生期に現金で支払われているので、貸付金とは無関係に別処理されている。したがって、第Ⅰ期期首時点において貸付金に割当てられた将来収入額100とは、(今後2年間貸付けを行なった場合における)将来利息額を含まない純粋な貸付元本額にすぎない。

このように、将来収入額という同一の用語が用いられているが、しかし、売掛金と貸付金とでは、その実質的内容が異なっているのである。

以上のように、売掛金、貸付金およびアキュムレーション法(利息法)による割引債の処理は、受取利息の処遇の相違を反映して、すべて異なっているのである。

繰返しにはなるが、重要な論点なので、この三者の相違を纏めておこう。まず売掛金であるが、図表4において、第Ⅰ期期首の入帳額121には、これからの2年間信用を供与したならば発生するであろう将来受取利息21が含まれている。それに対し、貸付金および割引債の場合、入帳額は

100になっているが、そのことは、そうした将来受取利息が含まれていないということを意味している。つまり売掛金と貸付金・割引債とは、ある時点でみて、将来受取利息を含むか含まないかという点で、相違しているのである。

次に貸付金と割引債との相違であるが、それは、要するに、当期発生利息の処理の差である。それを理解するためには、第Ⅰ期期末をみればよい。その場合、1期間だけ既に資本を貸与したのであるから、経済的には当然受取利息が発生している。その発生利息を、割引債の場合には、割引債勘定の数値に含ませているのに対して、貸付金の場合には、まったく別処理することによって、貸付金勘定の数値にかかわらせていない。つまり、当期発生受取利息額を当該勘定自体に含ませるかどうかという点で、割引債と貸付金とは相違しているのである。

以上を纏めれば、次のようになる。

図表 5

将来利息を含む処理		: 売掛金
将来利息を含まない処理	┌	当期発生利息を含まない処理 : 貸付金
		当期発生利息を含む処理 : 割引債

以上の検討を参照しつつ、この三者の数値の内容を明らかにしておこう。売掛金は、未だ信用を供与していない将来の期間に関する将来受取利息を含めているのであるから、償還時点の債権価値を意味している。したがって、正に「将来収入額」と言えよう。それに対して、貸付金は、将来収入額ではなく、「その時点で収入すべき金額」を意味していると言えよう。ただし、発生利息額は含まれていないので、その時点で返済が生じたとしたら収入するはずの元本額、つまり、貸付時点の債権価値を意味しているのである。他方、割引債にしても、同様に収入すべき金額ではあるが、ただその発生利息額を含んでいるので、その時点でもし償還が生じたとしたら収入するはずの総額に他ならない。つまり、各時点の債権価値を意味しているのである。

このように、売掛金、貸付金、そして割引債の評価額は、将来受取利息および当期発生受取利息についての処理の相違を反映して、それぞれ、償還時点の債権価値、貸付時点の債権価値、そして各時点の債権価値というように異なっている。つまり、その評価額は、三者三様であり、そのかぎりにおいて、整合性があるとは言えないのである。純理論的には混乱の極みにあると言っ

(3) 受取利息の妥当な処理方法

既に前稿で、貸付金・割引債・売掛金等の定利の獲得を企図する派遣分資産については、当該資産は、当初の約定利子率を用いた割引現在価値で評価され、評価的フローとしてのその損益は、割引現在価値の2時点差額によって測定されることを明らかにした。したがって、その結論は分かっているので、ここでは、個々の派遣分資産項目に即して、伝統的会計の考え方（さらには、その考え方かなり影響されている現代会計理論）では、いかに多くの矛盾が生じているのかを浮

き彫りにする。そして、その内在的欠陥の是正により、前稿で得た結論の妥当性を論証することとしたい。そうした方針のもとで、受取利息の妥当な処理方法を考察することとしたい。

売掛金・貸付金・割引債の三者は、既に述べたように、将来受取利息および当期発生受取利息というふたつのレベルにおける受取利息の処遇という点で、異なっていた。つまり、貸付金と割引債とは、一方、将来受取利息を含んでいる売掛金に対し、それを含まない点では共通しているが、他方、当期発生受取利息を含むかどうかという点では異なっているのである。

(i) 将来受取利息の妥当な処理

まず将来受取利息の問題であるが、これを含んでいる売掛金の処理は、純理論的には妥当でない。将来受取利息を含まない貸付金および割引債にしても、もちろん受取利息が将来において生じない、ということではない。すなわち、貸付金にしても割引債にしても、第Ⅰ期および第Ⅱ期を通算して、それぞれ20および21という、売掛金と同レベルの確実性を具えた将来受取利息が、予定されているのである。しかし、これは、第Ⅰ期期首の貸付金および割引債の金額には含まれていないが、そのことは、現行会計の説明理論という視点からすれば、きわめて当然のことなのである。

会計というのは、企業の経済活動を表現するための機構であるから、いわゆる財務会計においては、予算等を除き、既になされた企業の経済活動にかかわっている。したがって、いわば発生した事象に限定され、将来発生する事象は含み得ないと考えなければならない。つまり、会計の特質は、現在時点までに発生した事象の描写という点に、したがって、時点的には現在描写性という点にある（ただし、あくまで現在描写性であって、過去描写性でない点には、くれぐれも留意されたい）。その点からすると、売掛金にしても、貸付金・割引債にしても、将来の2期間、現実に資本を貸与した場合に初めて、利息が生起する。したがって、売掛金が、もし何らかの事由で第Ⅰ期期首時点で直ちに入金したとすれば、純理論的には、利息は未だ生じていないのであるから、その金額は、将来受取利息を含まない、つまり現金売りと同額の100（つまり、売上割引の特約が付されており、それが実行された場合の入金額にほぼ相当する金額）になるはずである。貸付金にしても割引債にしても、第Ⅰ期期首時点で直ちに返済または償還が生じたとしたら、契約条項に基づく違約金等を当面度外視して、純理論的に考えれば、将来受取利息を含まない第Ⅰ期期首での支出額100だけの収入額しか見込まれないはずなのである。そうした会計の現在描写性という特質を考えれば、2期間現実に貸与した場合に生ずる将来受取利息21は、第Ⅰ期期首時点では、純理論的には、売掛金の評価額に含ませてはならないのである。

(ii) 当期発生受取利息の妥当な処理

以上のように、将来発生受取利息を当期には計上してはならないのであるから、その点については、貸付金および割引債の入帳数値が妥当なのであるが、問題は、当期発生受取利息の処遇である。この当期に発生した受取利息が、貸付金には含まれていないのに対して、割引債には含まれているのであるが、そのどちらが妥当なのであろうか。結論的には、その点に関しては、割引債の処理が妥当であると筆者は考えている。以下、この点を検討することにしよう

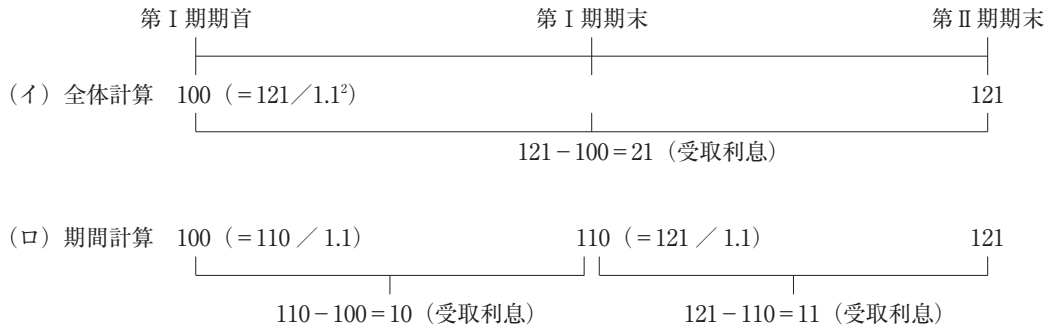
まず貸付金の処理であるが、当期発生利息が貸付金に含まれないことは、図表4の貸付金の仕

訳から明らかのように、受取利息勘定が、現金勘定と一対になっていることを含意している。問題は、こうした仕訳 [現金××, 受取利息××] の理論的成立可能性である。既に繰返し述べたように、現金捨得などの例外を除いて、現金という物量的フローが一方向的に生じることなど、あり得るのであろうか。通常の経済行為においては、現金の流入があれば、別の財貨・用役の流出あるいは将来の現金の出の約束などが随伴しなければならないはずである。

他方で、受取利息を割引債（の元本）に加算する処理（[割引債××, 受取利息××] という仕訳）は、前稿でみたように、金融資産の一般的測定規約が割引現在価値であるかぎり、そうした割引現在価値評価の論理必然的な帰結と言ってよいであろう。ここでは、そのことを、割引現在価値における「割引く」ということの意義の点から考えてみることにしよう。

いま図表4における割引債を取り上げ、その評価額の関係を示せば、次のようになる。

図表6



まず端的な理解のために、(イ) 全体計算によって考えてみよう。2年後の第II期期末に121のキャッシュインフローが約束されている割引債を、発行企業の利子率10%で割引くことは、一体どんな意味もっているのであろうか。具体的には、そのことにより、その発行価格が定まり、購入企業は、現金100の支出により、その割引債を購入できたわけである。したがって、購入企業は、現金100の支出（つまり現金100の貸付け）により、2年後に現金収入121が得られるわけであるから、その差額21（=121-100）は、現金100を貸付けたことを受取利息に他ならない。ということは、121という将来キャッシュインフローは、元本分100とその利息分21との合算額であり、10%で割引くことは、その利息額を控除する演算、つまり、元本額を算出するための演算を意味しているのである。

このように、割引現在価値で評価するということは、本来、受取利息を含んだ将来キャッシュインフローの受取という約束を大前提にしているのである。

そのことを念頭において、次に(ロ) 期間計算上の任意のある時点において、割引現在価値で評価することの意味を考えてみよう。例えば第I期期末時点での割引現在価値は110であるが、これは、121を1.1で割引いた数値であるから、第I期期末から第II期期末までに発生する将来受取利息11を除いていることを意味している。そのことは、逆に、第I期期首から第I期期末まで

に発生した受取利息10を含んでいる、ということに他ならない。このように、ある時点における割引現在価値というのは、そのある時点から償還時までの受取利息を排除したが、しかし、貸付け時（購入時）からそのある時点までの受取利息を含んだ数値なのである。

このように考えるならば、ある時点の割引現在価値というのは、そもそも、その時点までの受取利息を含んだ数値に他ならない。したがって、割引現在価値で評価するいじょう、当期発生利息を当該金融資産に加算することは、いわば論理必然的な帰結であると言ってよいのである。

貸付金にしても、それが定利獲得目的の金融資産であるかぎり、このように、当該勘定自体に受取利息を含ませる処理方法こそが、正則法なのである（〔貸付金××，受取利息××〕）。ただし、貸付金の場合には、割引債とは異なり、受取利息の計上と同時に、同額の現金収入があり、その結果、貸付金自体の割引現在価値も、現金収入額分だけ減少する（〔現金××，貸付金××〕）。つまり、貸付金の場合にも、アキュムレーション法（利息法）が適用されているのである。貸付金に関する現行の処理方法は、その簡便法にしかすぎないということである。

売掛金についても、まったく同様に、アキュムレーション法（利息法）の考え方が援用できると筆者は考えている。つまり、既述のように、一方、第Ⅰ期期首時点においては、将来2年間信用を供与した場合に生ずる受取利息21は、未だ発生していないいじょう、純理論的には売掛金の金額に含ませてはならない。他方、現実には信用を供与したことによって、第Ⅰ期期末および第Ⅱ期期末時点において、それぞれ受取利息の10および11だけ、売掛金を増価させるのである。売掛金を、このアキュムレーション法（利息法）の考え方に従って仕訳すれば、次のようになる。

図表7

第Ⅰ期期首：	〔売掛金100，売 上100〕
第Ⅰ期期末：	〔売掛金 10，受取利息 10〕
第Ⅱ期期末：	〔売掛金 11，受取利息 11〕
	〔現 金121，売 掛 金121〕

（4） 売掛金・貸付金・割引債に関する統一的測定規約

以上のように、理論レヴェルで考えるかぎり、売掛金・貸付金・割引債については、アキュムレーション法（利息法）こそが、正則的方法なのである。したがって、それが元本の生起であれ利息の発生であれその割引現在価値が増加すれば、それらの勘定に借記し、他方、それが元本の償還・返済であれ利息の受取であれその割引現在価値が減少すれば、それらの勘定に貸記されることになる。つまり、売掛金・貸付金・割引債を派遣分資産とみるならば、派遣分資産は資本の時間的貸与に他ならないので、費用と収益という二面が生ずることはなく、時間の経過だけに従って、一面的に利得が生ずる。しかも、元本とその利得とは、割引現在価値の構成要素として、本質的に同じ意義をもっているので、貸与の実行および利得の生成のいずれについても、当該勘定を増加させればよいし、その逆に、償還・返済の実行および利得の収受のいずれについても、

当該勘定を減少させればよい。このように、アキュムレーション法（利息法）は、派遣分資産から生ずる利得の一面性という性格にそぐった処理方法なのである。

売掛金・貸付金・割引債の処理の正則的方法を一表化すれば、次のようになる。この三者が、アキュムレーション法（利息法）として本質的にまったく同一である点に、くれぐれも留意されたい。

図表 8

	第 I 期期首	第 I 期期末	第 II 期期末
売掛金	売掛金100, 売上100	売掛金10, 受取利息10	売掛金 11, 受取利息 11 現金121, 売掛金121
割引債	割引債100, 現金100	割引債10, 受取利息10	割引債 11, 受取利息 11 現金121, 割引債121
貸付金	貸付金100, 現金100	貸付金10, 受取利息10 現金10, 貸付金10	貸付金 10, 受取利息 10 現金110, 貸付金110

× × × × ×

以上において、売掛金・貸付金・割引債というみっつの定利獲得目的金融資産を取り上げ、測定規約を中心にしながら、定利獲得目的金融資産という概念規定に相応しい統一的な会計処理原則を探求したが、その結果、アキュムレーション法（利息法）が妥当であるという結論を得た。

ここに、アキュムレーション法（利息法）の特質というのは、①時間の経過に従って、契約に基づく利子率分だけの債権価値の増加を、受取利息として計上するとともに、当該金融資産額を増加させること、および②現金の受取りは、単に債権価値を減少させるだけであるから受取利息にはかかわりがなく、当該金融資産額を減少させること、という2点に纏められるであろう。このアキュムレーション法（利息法）の特質に基づき、定利獲得目的金融資産は、当初の利子率（契約利子率）に従って算出された割引現在価値で評価されることになるのである。

しかしながら、以上の検討だけでは、アキュムレーション法（利息法）が、定利獲得目的金融資産の統一的な処理原則であるとまでは言えない。なぜなら、まず第1に、割引債については、総受取利息額を、複利により配分する上記のアキュムレーション法（利息法）のみならず、各期に均等に配分する定額法も存在するばかりか、この利息法と定額法とが理論的に優劣のつかない¹⁾代替的な処理方法とみなす論者すらいるからである。そして第2に、定利獲得目的の投資社債の

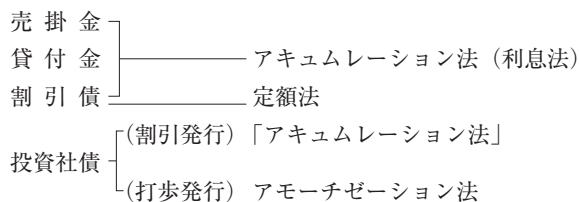
1) 定利獲得目的金融資産の受取利息については、次のようなみっつの形態が識別できる。すなわち、①元本額に対して実質利子率に相当する利息を每期支払うもの（いわゆる利付債）、②券面額と発行額との差額をもって利息とし、償還時に一括して支払うもの（いわゆる割引債）、そして③券面額に対する名目利息を毎期支払いつつ、券面額と発行額との差額により、その名目利息額を実質利息額へと調整するもの（利付債と割引債との性格を兼ね具えたもの）の三者がそれぞれである。

貸付金（売掛金）が①、割引債が②に相当する。したがって、定利獲得目的金融資産の一般的処理原則の探究のためには、Iでの検討だけでは、もともと不十分だったのである。本文で取り上げる投資社債は③に属するので、これをカバーすれば、一般的処理規約の形成を期待してよいであろう。

場合には、一般に、(割引発行の場合には)上記のアクムレーション法(利息法)に類似しているが(結果的には、同じ数値になるが)、その計算プロセスが異なっている処理方法(ここでは、「」を付して、「アクムレーション法」と表記することにする)および(打歩発行の場合には)アモチゼーション法という処理方法が認められているからである。

以上を示せば、次のようになる。

図表 9



定利獲得目的金融資産には、このように、多様な処理方法が認められており、全体としてみれば、未だ統一な処理原則が見出せている、とは言い難いのである。したがって、利息法以外のみつつの処理方法の素性をさらに探求しなければならない。そこで、Ⅲにおいて、利息法とのかかわりで、定額法の位置づけを明らかにし、そしてⅣにおいて、「アクムレーション法」およびアモチゼーション法の本質を穿鑿することとしたい。そのうえで、定利獲得目的金融資産に関する統一な処理方法について、筆者なりの結論を提示することにしよう。以上のように、本稿では、定利獲得目的金融資産についても、統一な処理原則の形成にこだわっているが、このように統一に説明することの意義をⅤで改めて考えることにする。

Ⅲ 定額法の位置づけ

今日、定利獲得目的の債券は、制度的にも、いわゆる償却原価法により処理されなければならないが、その償却原価法というのは、一般的には、Ⅱで述べた利息法と理解されているようである。しかし、次のように、利息法とともに、定額法も等価的に認められるとする見解もないではない(米山[2003年]36ページ、ただし、傍点、下線、および波線は笠井が付した)。

もっとも、将来キャッシュフローの大きさとタイミングを配分計画にあらかじめ織り込み、時の経過を待つだけで利息収益が規則的に配分されるようなしくみとしては、利息法が唯一のものとはいえない。以上のことだけが要請されるのであれば、例えば、每期一定額の利息収益を計上するやり方(アクムレーション法と称されるもの)でも十分といえる。

にもかかわらず、ほかならぬ利息法の採用を積極的に意義づけようとするれば、その論拠は別のところに求めなければならない。おそらくは、金銭債権に係る価値増加のパターン(会計の外で決められるもの)に近似するという理由で、複利計算の形式をとる利息法の採用が

支持されているものと考えられる。ただこの論拠は強固なものとはいえない。

資本設備の減価償却において定額法や定率法が併存しているように、規則的な配分であるかぎり代替的な方法間で優劣を問わないのが、現行ルールの基本的な考え方といえるからである。日本で伝統的に行なわれてきた毎期一定額の利息収益を計上するやりかたも、決して排除されているわけではないことをここで確認しておきたい。

以上のように、会計の外で決められる、金銭債権の価値増加のパターンに近似する（「金銭債権に関する時価変動を忠実に描写している」ということであろうか）という根拠づけが否定され、設備資産において定額法・定率法が等価的に認められていることから、現行会計は、一般に、規則的な方法であるかぎり、代替的な諸方法の優劣を問わない（「等価的に認められている」ということであろうか）と主張されている。

もっとも、そこでは、設備資産について定額法・定率法が等価的に認められていることの理由が格別に分析されているわけでもない。そうした分析なしに、どうして、設備資産の定額法・定率法について言えたことが、そのまま、定利獲得目的の金融資産に関する利息法・定額法にも言えるのであろうか。いささか安易な議論のように、筆者には思われてならない。

そこで、ここでは、まず、設備資産に定額法・定率法といった複数の処理方法が認められていることの根拠を（1）で、次に、定利獲得目的の金融資産に利息法・定額法という複数の処理方法が認められないこと（定額法が認められないこと）の根拠を（2）で検討する。そして最後に、理論的に認められないそうした定額法が生成した経緯を、（3）で筆者なりに考えることにしよう。

（1）設備資産に複数の処理方法が認められていることの根拠

設備資産においては、たしかに、定額法・定率法といった複数の処理方法が等価的に認められているが、ここでは、その理由について考えることにしよう。

現行会計の計算目的は、処分可能利益の算出にあるが、その結果、会計は、現時点までになされた企業の経済活動を忠実に記録しなければならないことになる。そのかぎり、会計の記録対象は、既に生じた事実（生じた企業の経済活動）に限定されるのである。もっとも、こうした既に生じた事実の記録といっても一様ではなく、例えば現金主義会計のような考え方（あるいはそれに類した考え方）もあり得る。そこでは、現在の現金収支の事実に基づいて、収益あるいは費用を認識するのである。例えば商品・機械等を現金で購入したとすると、その現金支出の事実という現在事象に基づいて、その全額を費用とするわけである。それは、将来事象とはまったく無関係に、もっぱら現金支出という現在の事実だけにに基づいているのであるから、事実に基づく測定規約と言えないこともないであろう。

こうした事実だけにに基づく測定規約は、損益計算体系としてみるかぎり、全体計算においては、ある種の有意味性が認められよう。しかし、今日の会計制度は、期間損益計算として実施されている。したがって、会計処理規約にしても、この期間損益計算の妥当な遂行ということに制約されるのである。その場合には、こうした現金収支という事実に基づく測定規約というのは、いわ

ば論理必然的に、損益計算そのものを歪めてしまう。したがって、期間損益計算を俎上に載せるかぎり、論理的には採用し難く、ここに、近代会計は、現金主義会計という性格を脱ぎ捨て、発生主義会計に移行せざるを得なかったのである。つまり、現金支出と費用との直接的な関連づけを断念し、その中間に資産という概念を介在させたのである。より具体的に言えば、現金支出に対しては資産（いわゆる費用性資産）を計上しつつ、この資産（費用性資産）の生産的費消分を費用に振替えるのである。

かくして、近代会計においては（さらには現代会計においても）、価値生産活動に関するかぎり、こうした期間損益計算思考に規定されて、資産（費用性資産）の生産的費消の発生ということが、いわば事実を意味することになるわけである。そして、この発生主義という認識基準に基づいて、費用額と資産額（将来費用額）とに分別されるのである。このようにして、価値生産活動に関する事実ということの具体的内容は、近代会計（および現代会計）では、資産（費用性資産）の費消の発生を意味することになったのである。

しかし、この資産（費用性資産）の費消の発生という事実を把握することは、実は、一筋縄ではゆかない困難な作業なのである。もちろん、例えば材料等の棚卸資産については、その費消の発生が物理的に分離しているだけに、その発生額の把握は、純理論的には難しいことではない。すなわち、当面経済性を無視して、個別法に基づいて現実の費用量を把握すれば、将来の予測などとはまったく無関係に、文字どおり事実を測定できるからである。しかし、その点、設備資産については、そのように単純なものではない。言うまでもなく、この設備資産については、生産能力の費消の発生が、物理的に分離できないからである。すなわち、ある一定の期間にわたり価値生産のために現実に役立っており、したがって、その一部が、仕掛品・製品等に価値移転していることは、理念的には明らかであるとしても、その価値移転額は、棚卸資産の費消とは異なり、物理的に分離する形で発生しないので、測定不可能なのである。しかしながら、何らかの形でその測定額を決定しなければならない。それは、会計が、勘定を辿ることによって利益を算出する測定機構に他ならないからである。すなわち、会計上の利益というのは、けっして、1時点において統計的に算出された数値に基づいたものではない。あくまでも、複式簿記機構を所与の前提にしつつ、その機構に存在する勘定によって企業の経済活動を逐次把握しなければならず、かつその勘定を辿ることによって利益額が算出されなければならない。そのように、後に第三者がそのプロセスを辿ることによって、その利益の妥当性が検証できるようになっていなければならないのである。そのことは、言うまでもなく、会計の機能が資本委託としての会計責任の遂行にある、という点に淵源しているのである。

いわゆる棚卸法・財産法的な損益を算出するのであれば、1時点において測定すべき属性値が決まっていればよい（例えば、経済的損益計算におけるように、1時点における将来獲得できるキャッシュインフローの現在価値を推計し、その2時点比較によって損益計算を行なう場合には、各時点における期待キャッシュインフローの現在価値が推計できれば、いわば統計的に損益を計算することができる）。

しかしながら、会計責任に規定されて誘導法的に財務諸表を作成しなければならない、測定機

構としての会計においては、企業の経済活動をその生起に従って把握しておかなければならない。したがって、価値移転現象が生じているなら、その価値移転額を具体的に測定しなければならない。価値移転額を測定できないかぎり、原価計算が不可能になり、仕掛品・製品等の数値が定まらず、誘導法に基づく財務諸表を作成できないのである。かくては、測定機構としての会計の本来の役割を果たせなくなってしまう。ここに、何らかの仮定に基づいて、設備資産の取得原価を、計画的規則的に配分し、各期の価値移転額を見積もらざるを得なくなるのである。それが、減価償却法と言われるものに他ならない。

そのように、もともと、価値移転額（減価償却額）が経験的に把握できないために、減価償却という方法が案出されたことを考えるならば、そうした減価償却の方法にしても、その是非が現実の現象によって確認できないいじょう、唯一とつに限定することはできない（価値移転現象が、経験的に把握できるときにのみ、その価値移転現象の在り方に従って、唯一の価値移転方法が決定され得る）。つまり、複数の減価償却方法を認めざるを得なくなるのである。その結果、定額法・定率法等が認められたわけである。そうであれば、その複数の諸方法間に、計算対象の実相の視点からは優劣がつけられないのも、当然のことであろう。

このように、設備資産の減価償却の場合には、現行会計ルールは、たしかに、代替的な諸方法間の優劣を問題にしていない。しかし、それは、上記のように、価値移転現象の現実を経験的に識別できないので、諸方法間に優劣をつけようとしても、つけることができないので、優劣をつけないというにすぎない²⁾。優劣がつけられないことに、それいじょうの意味があるとは筆者には思われぬ。したがって、計算対象の視点から優劣がつくのなら、当然、優劣をつけ、妥当な処理方法が選別されるべきなのである。

この点を、棚卸資産の事例によってさらに考えてみよう。棚卸資産の場合にも、FIFO・LIFO等の規則的な配分方法が認められている。しかし、貴金属・宝石等の場合、FIFO・LIFOなどを適用するであろうか。この場合には、識別しようと思えば識別できるのであるから、FIFO・LIFO等が現在いかに普及しているとしても、当然、個別法を用いるはずである。そのように経験的に識別できるにもかかわらず、棚卸資産においても、FIFO・LIFO等が使用されているのは、経済性・重要性を勘案してのことであろう。したがって、個別法とFIFO・LIFO等とは、いわば正則法と簡便法との関係にあるとみなされているのである。

このように、計算対象を経験的に識別できるが（個別法の使用が可能であるが）、一般的には簡便法が用いられているという場合には、重要性が高い貴金属・宝石等の処理に関しては、あえて、

2) 本文で述べたように、減価償却の方法については、価値移転現象との照合によって、その優劣がつけられない。そうした場合、均等に配分することが、ごく自然であろう。定額法も定率法も、そうした発想のもとに認められたのではないかと筆者は推察している。すなわち、定額法というのは、修繕費を度外視して、価値移転現象を単独に想定した場合の均等配分であるのに対して、定率法というのは、修繕費を視野に入れた均等配分が想定されているとも理解できるのである。つまり、定額法と定率法とは、修繕費を含むか含まないかという相違はあるものの、共に、均等配分という発想にたっているのではないだろうか。配分方法の是非が、計算対象によって確認できなかつたら、このように、何らかの意味での均等配分という考え方を採らざるを得ないように思われるのである。

FIFO・LIFO等を適用しなければならない、という必然性はないはずである。計算対象が経験的に識別できるいじょう、当然のことに、個別法を採用するはずなのである。そのように考えれば、個別法とFIFO・LIFO等とが、等価的に認められているわけではないということになる。

そうであれば、問題は、定利獲得目的の金融事象につき、その計算対象が経験的に識別できるのか（したがって、利息法と定額法とにつき、その優劣が決定し得るのか）、それとも、識別不可能なのか（したがって、利息法と定額法とにつき、その優劣を決定し得ないのか）、という点である。まづもって、その点が、問われなければならない。

（2）定利獲得目的金融資産に関する利息法と定額法との関係

設備資産における定額法と定率法との関係が、定利獲得目的金融資産における利息法と定額法との関係にも援用できるとしたら、両者に何らかの類縁性がなければならないはずである。そうした問題意識のもとに、（1）では、設備資産における定額法と定率法とが優劣のつけられない任意選択の関係にあることの根拠を、定額法・定率法が表現する価値移転現象が経験的に識別できない、という事実に求めたのであった。そうした検討結果からすれば、定利獲得目的金融資産における利息法と定額法とに優劣がつけられないとしたら、利息法・定額法が描写する定利獲得現象が経験的に識別できないものでなければならないことになる。

しかし、定利獲得現象が、経験的に識別できないとは筆者には思われない。定利獲得現象の経験的な把握は可能であり、したがって、定額法と利息法とにつき、定利獲得現象の妥当な描写という視点から優劣がつけられると筆者は考えている。結論的には、定額法ではなく利息法が、定利獲得現象を忠実に描写している、ということは理論的に説明し得ると思われる。そこで、その点を、ここでは、①計上された受取利息額の有意味性および②当該金融資産の評価額の有意味性、というふたつの視点から検討することとしたい。

（i）定額法の問題点

まず定額法の問題点を検討しよう。そのために、ここでは、（イ）2年後に元利合計144（金利20%）で償還される約束の割引債を第Ⅰ期期首に現金100で購入した事例（会計期間は1年）により、検討することにしたい、しかし、比較のため、さらに、（ロ）第Ⅰ期期首に100を2年間の約束で貸付け、各期末に20%の利息を現金で受取る事例を取り上げよう。その仕訳を示せば、図表10ようになる。なお、貸付金については、既述のように、一般になされている仕訳は簡便法（図表10の（ロ））にしかすぎないので、ここでは、正則法（図表10の（ロ'））を用いて説明することにする。

そこで、この割引債および貸付金の仕訳を示せば、図表10ようになる。

この仕訳に基づき、まず、割引債（定額法）および貸付金（正則法）の、①計上された受取利息額の有意味性について考えてみよう。それを示したのが、図表11である。

貸付金の受取利息の場合（B）には、第Ⅰ期期首の元本100と第Ⅱ期期首の元本100（=100+20-20）とは同額である。したがって、受取利息が資本貸与に対する時間的報酬とみるかぎり、その受取利息が同額になるのは、理解できる。しかし、定額法による割引債の場合（A）、第Ⅰ期

図表10

(イ) 割引債：定額法

第Ⅰ期期首：割引債100, 現 金100
 第Ⅰ期期末：割引債 22, 「受取利息」22
 第Ⅱ期期末：割引債 22, 「受取利息」22
 現 金144, 割引債144

(ロ) 貸付金：簡便法

第Ⅰ期期首：貸付金100, 現 金100
 第Ⅰ期期末：現 金 20, 受取利息 20
 第Ⅱ期期末：現 金 20, 受取利息 20
 現 金100, 貸 付 金100

(ロ') 貸付金：正則法

第Ⅰ期期首：貸付金100, 現 金100
 第Ⅰ期期末：貸付金 20, 受取利息 20
 現 金 20, 貸 付 金 20
 第Ⅱ期期末：貸付金 20, 受取利息 20
 現 金 20, 貸 付 金 20
 現 金100, 貸 付 金100

図表11

[受取利息額と元本額との関係]

(A) 割引債（定額法）の受取利息額

第Ⅰ期期首の割引債の元本 = 100 ⇒ 第Ⅰ期期末の受取利息 = 22
 第Ⅱ期期首の割引債の元本 = 122 ⇒ 第Ⅱ期期末の受取利息 = 22

(B) 貸付金（正則法）の受取利息額

第Ⅰ期期首の貸付金の元本 = 100 ⇒ 第Ⅰ期期末の受取利息 = 20
 第Ⅱ期期首の貸付金の元本 = 100 ⇒ 第Ⅱ期期末の受取利息 = 20

期首の元本100と第Ⅱ期期首の元本122 (=100+22)とは異なっているのに、どうして受取利息が同じ額になっているのであろうか。割引債の損益獲得の在り方の特質を直視するかぎり（つまり、受取利息が資本貸与に対する時間的報酬であるという経済的特質を視野に入れるかぎり）、元本額が異なっているにもかかわらず（同一の期間について）同額の受取利息額が生ずる、ということを経理的に説明することなどおおよそ不可能であろう。そこでは、実質的にみて、受取利息が生じたとは言いがたい。図表10の（イ）における受取利息に、「」を付した所以である。

次に、②第Ⅰ期期首および各期末における金融資産の評価額の有意性であるが、それを示せば、図表12のようになる（DCF：割引現在価値）。

まず貸付金についてみてみよう。その正則法によれば、利払前と利払後とを分けなければならないが、(B')に示したように、第Ⅰ期期首・第Ⅰ期期末・第Ⅱ期期末の金額は、いずれも、割引現在価値に相当する。このことは、貸付金が、人間労働力によって生産されたものではなく、したがって、その価格は、生産価格などによって規定されるものではなく、もっぱら将来の期待

図表12

[金融資産の評価額の性質]

(A') 定額法による割引債の評価額

第Ⅰ期期首の割引債額 = 100 : 取得原価又は DCF

第Ⅰ期期末の割引債額 = $100 + 22 = 122$: ?第Ⅱ期期末の割引債額 = $122 + 22 = 144 = 144/1.2^0$: DCF

(B') 正則法による貸付金の評価額

第Ⅰ期期首の貸付金額 = $100 = 20/1.2 + 120/1.2^2$: DCF第Ⅰ期期末の貸付金額 { 利払前 = $120 = 20/1.2^0 + 120/1.2$: DCF利払後 = $100 = 120/1.2$: DCF第Ⅱ期期末の貸付金額 { 利払前 = $120 = 120/1.2^0$: DCF利払後 = $100 = 100/1.2^0$: DCF

キャッシュインフローを契約利率で割引いた割引現在価値によって決定されているいじょう、そして、その契約利率に基づく受取利息の獲得を企図しているいじょう、きわめて当然のことなのである。

しかるに、定額法による場合、第Ⅱ期期末の割引債の金額は、割引現在価値ということにならざるを得ないであろう。しかし、第Ⅰ期期首の数値は、割引現在価値とも言えるが、現金支出に規定された取得原価とも言えるので、曖昧模糊としている。さらに、第Ⅰ期期末の数値 ($100 + 22 = 122$) に至っては、取得原価でも割引現在価値でもなく、これもまた、まったく意味不明である。つまり、定額法による割引債の金額は、まったく統一の意味をもっていないのである。

以上の検討結果によれば、(イ)の定額法では、①受取利息額の有意味性の視点からも、②当該金融資産の評価額の有意味性の視点からも、割引債に関する経済事象が、合理的に説明されているとはとうてい言えないであろう。つまり、定額法は、割引債の処理方法としては妥当ではないと言わざるを得ないのである。

(ii) 利息法の妥当性

以上のように、定額法は、割引債にかかわる金利獲得事象の合理的説明という視点からは、理論的に欠陥があるのである。その点、利息法は、既に推察できるように、①計上された受取利息額の有意味性の視点からも、②当該金融資産の各時点における評価額の有意味性の視点からも、この経済事象を合理的に説明していると言ってよいであろう。念のため、それを示せば、図表13のようになる。

利息法と定額法とでは、割引債にかかわる定利獲得事象の説明能力に、明らかに優劣がある。少なくとも、この経済事象の実相が経験的に把握できないので、いわばやむなく、利息法と定額法とが等価的に認められている、という状況にはない。①計上された受取利息額についても、②割引債の評価額の点についても、定額法より利息法のほうが、割引債にかかわる定利獲得事象を

図表13

(ハ) 割引債の利息法による仕訳

第Ⅰ期期首：割引債100 (* 1), 現金100

第Ⅰ期期末：割引債 20, 受取利息20 (* 2)

第Ⅱ期期末：割引債 24, 受取利息24 (* 3)

現金144, 割引債144

$$(* 1) 100 = 144 / 1.2^2$$

$$(* 2) 20 = 144 / 1.2 - 144 / 1.2^2$$

$$(* 3) 24 = 144 / 1.2^0 - 144 / 1.2$$

(C) 受取利息額と元本額との関係

第Ⅰ期期首の元本 = 100 ⇒ 第Ⅰ期期末の受取利息額 = 20 (= 100 × 0.2)

第Ⅱ期期首の元本 = 120 ⇒ 第Ⅱ期期末の受取利息額 = 24 (= 120 × 0.2)

(C') 利息法による割引債の評価額の性質

第Ⅰ期期首の割引債額 = 100 = 144 / 1.2² : DCF

第Ⅰ期期末の割引債額 = 100 + 20 = 120 = 144 / 1.2 : DCF

第Ⅱ期期末の割引債額 = 120 + 24 = 144 = 144 / 1.2⁰ : DCF

合理的に説明している、ということは論理的（客観的）に判断できるのである。その意味において、価値移転現象の実相が経験的に把握できないので（おそらく均等配分といった発想のもとに）、定額法・定率法等の複数の処理方法が認められている設備資産の減価償却方法の場合とは明らかに異なっている。したがって、設備資産の減価償却法に関しては定額法・定率法等の選択適用が認められるとしても、その論理を、定利獲得目的の金融資産における利息法と定額法との関係に援用することは、理論的に不可能なのである。利息法と定額法との関係は、棚卸資産における個別法（正則法）とFIFO・LIFO等（簡便法）との関係に類しているのではないだろうか。

しかし、ここでは、さらに、次の（3）において、定額法が生成した経緯を考えることにしたい。そのことによって、定額法が、利息法とはまったく素性を異にしており、利息法と同格的に選択適用できるような処理方法ではない、ということが一層明らかになるであろう。

(3) 定額法の素性

この定額法というのは、取得原価主義会計論の論理によって規定されていた旧実践において生成した概念である。すなわち、我が国の『企業会計原則』において、債権の貸借対照表価額は、「債権金額又は取得価額から正常な貸倒見積高を控除した金額」（『企業会計原則』貸借対照表原則五のC）とされている。ここでは、そのうちの取得原価評価を前提にした処理を取り上げるが、その場合には、注解23により、「その差額（債権金額と取得価額との差額のこと……笠井注）に相当する金額を弁済期に至るまで每期一定の方法で逐次貸借対照表価額に加算することができる」（傍点は笠井）と規定されている。このように、いわゆるアキュムレーション法も採用できたのであるが、しかし、それは、採用しなければならないというのではなく、あくまでも許容であるか

ら、いわば例外規定といってよいであろう。しかも、その場合、一般的には、今日とは異なり、定額法のみが認められ、利息法の採用は、否定されていたようである。

このように、取得原価主義会計論においては、原則は取得原価であり、いわば例外的に、定額法によるアキュムレーション法が、認められていたようである。

そこで、図表10で例示した（イ）に基づいて、上記の関係を仕訳で示せば、次のようになる。

図表14

[取得原価主義会計論における割引債の処理]

(X) 原則

第Ⅰ期期首：割引債100, 現 金100

第Ⅰ期期末：—————

第Ⅱ期期末：現 金144, 割引債100

「受取利息」44

(Y) 定額法（例外）

第Ⅰ期期首：割引債100, 現 金100

第Ⅰ期期末：割引債 22, 「受取利息」22

第Ⅱ期期末：割引債 22, 「受取利息」22

現 金144, 割引債144

この場合、取得原価評価に基づく（X）の仕訳では損益の計上に偏りが生じてしまい、受取利息を合理的に説明できないことは、明らかであろう。すなわち、割引債の購入とは、資金の貸付けに他ならないのであるから、その報酬としての受取利息は、そうした資金貸与の時間に比例して生じるはずである。そうであれば、第Ⅰ期期末においても、第Ⅰ期期首から第Ⅰ期期末まで現実に資金を割引債発行企業に貸与し、資金を利用させたのであるから、それに相応する受取利息が発生しても、しかるべきであろう。しかるに、（X）の仕訳のように、第Ⅰ期期末に受取利息を計上しないことは、割引債の購入によって資本貸与活動が行なわれている、という経済的事実に悖っていると言わざるを得ない。また、第Ⅱ期期末に一括して計上された「受取利息」の数値44は、全体損益計算では、全体利益額としてある種の有意性をもち得るにしても、期間損益計算では、いかなる意味でも、第Ⅱ期になされた資本貸与活動を表現し得るものではない。

つまり、（X）の仕訳では、資本貸与活動により受取利息が発生した、という経済活動は何ら表現されていないのである。したがって、（X）の受取利息勘定は、理論的に言えば、受取利息とは言えない。全体損益計算の観点からすれば、単に何らかの損益が生じた、というだけのことであり、期間計算における取得原価主義会計論の論理からは、その損益が受取利息だとは言えない。取得原価主義会計論の論理とはまったく別に、資本貸与には利息が随伴するものだ、という我々がもっている常識に従って、受取利息と推測しているにすぎない。受取利息勘定に「」を付した所以である。

そして、そのことは、取得原価主義会計論においては、損益の認識・測定原則としては、原価

=実現原則しか存在しないことからの論理必然的な帰結と言ってよいであろう。すなわち、原価 = 実現原則というのは、そもそも、価値生産活動にかかわる費用性資産の損益の原則として定式化されたものである。したがって、もともと、費用性資産にしか適用できないはずなのである。そうであれば、本来、資本貸与活動に属する割引債には、妥当しないのである。しかし、取得原価主義会計論における損益の認識・測定原則が原価 = 実現原則しかないいじょう、それを援用せざるを得ない。かくして、本来費用性資産のみに妥当する原価 = 実現原則を適用してしまったのであろう。そうであれば、その損益にしても、費用性資産の損益に類したもの（現金収入との交換時に生じる売却損益に類したもの）にならざるを得ず、資本貸与活動に基づく受取利息を合理的に説明できないのも、きわめて当然のことなのである。

そのように考えれば、例外としてではあれ、定額法を導入せざるを得なかったのである。つまり、割引債に生じる損益が、商品の売却損益（交換に基づいた損益）に類したものではなく、あくまで、資金貸与の時間に比例した時間的損益としての受取利息であるかぎり、(X) では損益の計上に偏りがある（第I期期末には損益が生じない）という不都合が生じてしまうので、(Y) を導入する理論的必然性があったのである。しかし、その場合に留意すべきことは、取得原価主義会計論が、割引債の性質を究明した結果として (Y) が導入されたのではない、という点である。つまり、割引債およびその損益の本質を再検討した結論として、「割引債は、価値生産活動とは異なる利益獲得活動としての資本貸与活動に属しており、したがって、価値生産活動における交換的損益としての売却損益とはまったく異質の、資本貸与にかかわる時間的損益としての受取利息という損益を産み出す」、という理解が生じたのではないということである。ただ、(X) では、利益が償還時に一挙に計上されてしまうので、利益の計上に偏りの生ずることが、問題視されたにすぎない。かくして、その利益の偏りを是正するために、(Y) が導入されたのである。

そのように、アキュムレーション法の導入のそもそもの契機が、上記のように、単なる利益の偏りの是正、つまり利益の平準化にあったとするなら、その是正の方法は、定額法にならざるを得ないであろう。利息法というのは、それ自体としてはある種の偏りをもたらすものであるから、利益の偏りの是正という発想とはけっして調和するものではない。逆に言えば、割引債について、明確に資本貸与活動であることが認識され、未払利息にもまた利息が付くこと（つまり、複利計算の考え方）が理解されたときに初めて、ある種の偏りをもっている利息法の合理性が明らかになり、その導入が理論的に可能になるのである。

以上のように考えれば、アキュムレーション法が例外として認められたこと、かつ、一般的には定額法のみが認められていたということは、資本貸与活動の固有性特殊性が認識されてはならず、価値生産活動における交換的損益としての売却損益の延長線上において（原価 = 実現原則による利益の偏りを是正するという位置づけにおいて）、割引債の評価原則が考えられていた、ということを実に物語っているのである。

定額法の生成の由来をこのように理解するならば、定額法というのは、価値生産活動における売却損益を大前提にしつつ、利益の平準化という発想のもとに、形成されたということになる。そうであれば、価値生産活動とは異質の利益獲得活動としての資本貸与活動を想定して形成され

た(あるいは形成されるべき)利息法とは、その素性をまったく異にしていると言わざるを得ない。利息法と定額法とは、任意に選択適用してよい同格的な概念などではあり得ないはずなのである。

(2) でみたように、定額法は、定利獲得事象を合理的に説明できないが、そのことは、この(3) で検討した定額法の素性を勘案すれば、きわめて当然のことであろう。

かくして、定利獲得目的の金融資産に関する処理方法としては、定額法は否定されなければならない³⁾。したがって、割引債については、利息法によって統一的に処理されなければならないのである。

参 考 文 献

米山 [2003]: 米山正樹著『減損会計——配分と評価——(増補版)』森山書店

3) 米山 [2003] には理論的に根本的な問題点が存在すると思われるが、その検討は将来の課題として、ここでは、満期保有目的金融資産の償却原価法における利息法と定額法との等価性という主張の論拠に限定して、若干の私見を述べておきたい。

その論拠は、体系的に述べられているわけではないが、Ⅲの冒頭に掲げた米山 [2003] の引用文からすれば、①満期保有目的金融資産の評価額は、事実から乖離してよいこと(傍点部分)、②現行会計ルールでは、優劣を問わない等価的な代替的諸方法が認められていること(波線部分)、そして③具体的には設備資産において定率法・定額法が認められていること(下線部分)、の3点が論拠とみなされているようである。

そこで、まず①であるが、この点については、Ⅲの冒頭の引用文における第2文の傍点部分に留意されたい。そこでは、「価値(おそらく時価評価のことであろうか——笠井注)を近似的に反映しているという」理由により利息法だけが妥当であるとする見解が、否定されている。つまり、満期保有目的金融資産の評価額は、「価値(時価)を反映する必要がない」ということのようなのである。しかしながら、こうした理解は、直観的にも納得し難い。すなわち、満期保有目的金融資産における増価(償却原価)評価は、時価の近似値として採用されているのであろうか。この点は、本文でも詳細に述べたように、定利獲得を目的としているこの金融資産にとり、時間の経過に従って発生する利息額を(期首の元本額に)加算した数値が、その保有目的に規定された実相を表現しているので、採用されたのである。そのかぎりでは、増価(償却原価)は、時価(価値)の代理変数などではなく、定利獲得目的金融資産は、増価(償却原価)で評価されなければならないのである。こうした視点からすれば、この増価(償却原価)は、利息法でなければならぬはずである。しかし、ここでは、米山 [2003] の考え方に即して、さらに検討することにしてしよう。

米山 [2003] の根底には、配分手続と評価手続という二項対立が存在していると思われる。まず前者の配分手続とは、いわゆる費用性資産に認められるように、取得原価で評価しつつ、その取得原価を規則的計画的に各期間に配分する処理方法であるが、米山 [2003] においては、取得原価のみならず、償却原価(増価)も、この配分手続に属しているとみなされているようである。ここでは、この配分手続で処理される資産を、便宜、配分方式資産とよぶことにする。それに対して、資産を時価(売却時価)で評価しつつ、その時価評価差額を損益とするのが、評価手続に他ならない(あるいは、時価評価差額を資本に直入するものも、評価手続に属するのかもしれないが、この点は、ここではふれない)。これに属するのは、言うまでもなく、売買目的有価証券であるが、ここでは、配分方式資産との対比で、便宜、評価方式資産とよぶことにする。

今日、(取得原価および償却原価のように)フローの測定を起点にして、ストックを導出する収益費用観と、(時価評価のように)ストックの測定を起点にしてそのストック差額を損益とする資産負債観との二項対立が、一般に普及しているが、米山 [2003] の配分手続(配分方式資産)と評価手続(評価方式資産)という類別も、基本的には、収益費用観・資産負債観という二項対立と同じ素性に属していると言ってよ

いであろう。

ここでは、この配分方式資産・評価方式資産における測定値と事実（生じた経済事象）との関係を検討することにしよう。その点、米山 [2003] は、次のように述べている（米山 [2003] 126ページ、ただし、傍点および波線は、笠井が付した）。

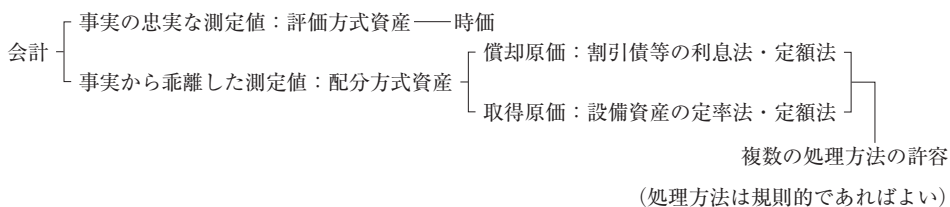
（満期保有目的金融資産に属する割引債等における——笠井注）この利息法による期間配分は、いわゆる複利計算の形をとり、通増的な大きさの利息収益を配分できる点で「事実に忠実なやりかた」とみなされることも少なくない。

しかし利息法による簿価が金銭債権の価値に近い値をとる可能性が高いとしても、それは価値それ自体ではない。金銭債権の価値は市場金利水準の変動に影響されるし、金利の期間構造が一定となっている保証もない。計画的・規則的な配分計算から導かれてくる簿価は、せいぜい価値の近似値に過ぎない。しかも金銭債権の保有目的にてらしてみれば、配分計画から導かれてきた簿価をできるだけ価値に近づけようとする努力それ自体、その必要性を欠くものといえる。いま問題にしている債権の保有目的は有利な価値変動から成果を得ることではなく、キャッシュフローをみずから回収することに求められる。未実現の価値変動は、そこではそもそも期待されている成果とは無縁な要素といえるのである。

こういう事情のため、金銭債権の保有から期待される収益は利息法のほか、各期に均等額が配分されることもある。——(中略)——先に述べたとおり、自律的な営業努力を費やして資金の回収を図るために金銭債権を保有しているのであれば、何もその簿価を価値に近づける必要は認められない。

ここで留意すべきは、傍点および波線を付した個所である。すなわち、「価値に近いこと」（波線部分）が、「事実

<米山 [2003] における測定値と事実との関係>



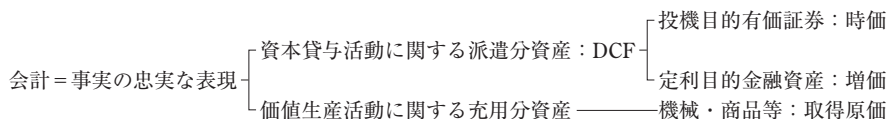
この図表によるかぎり、時価評価と事実の忠実な表現との同値性ということは、逆にみれば、取得原価・償却原価は、事実と乖離した測定値でよいことになる。その結果、規則的計画的な配分であればよく、取得原価については定率法と定額法とが、償却原価（増価）については利息法と定額法とが、認められることになったのではないだろうか。そのように考えれば、定利獲得目的金融資産の償却原価（増価）において利息法と定額法とが等価的に認められるという現行会計ルールの論拠（のひとつ）は、時価評価と事実を忠実に表現する測定値との同値性にあるのかもしれない。そうであれば、問題は、その同値性の根拠である。本当に、時価評価だけが事実を表現する測定値であると言ってしまってもよいのであろうか。しかしながら、その点が、まったく説明されていないのである。この点を筆者の問題意識からみれば、その同値性が、損益計算の視点から説明されているのではなく、あくまで、一般論として主張されている点に、

ㄨ 問題なしとしないのである。

この点、筆者は次のように考えている。すなわち、事実の忠実な表現（測定値）というのは、あくまで計算目的によって規定されているのではないだろうか。いま損益計算が計算目的であることを前提にすれば、何が事実の表現（測定値）になるかということは、一般論的には規定できず、あくまで、その損益計算によって規定されざるを得ないのである。すなわち、損益計算を計算目的とするかぎり、すべての資産は何らかの形で、損益産出と結びついており、その損益計算上の役割を果たすことが求められる。もちろん、資産には、損益産出にはかかわらない多種多様な属性が存在し、資産の損益産出活動に伴って、それらの属性も、当然のごとく変化する。しかし、会計が損益計算を計算目的としつつ、損益産出活動にかかわる資産の変動を把握する測定機構であるかぎり、資産の属性の諸々の変動のうち、損益産出にかかわる側面に着目し、その変動を事実として記録するのである。したがって、会計が記録すべき事実にしても、けっして一般論的には決定できず（一般的に、価値（時価）の変動が事実ということではできず）、あくまで、資産の損益計算上の役割に照らして、規定されなければならないはずなのである。

そうであれば、ある資産カテゴリーがどのような損益を産出しようとしているのか、より具体的に言えば、その資産カテゴリーがどのような保有目的によって企業に存在しているのか、ということによって、事実（属性）の内容も、異なってくるし、したがって、事実の忠実な表現（測定値）も、異なってくるのである。会計というものが、損益計算を計算目的としつつ、現実には生じた企業の経済活動を描写する測定機構であるかぎり、会計は、すべての資産につき、その資産に期待された損益計算上の役割に規定された事実（属性）を忠実に表現する測定値を割当てなければならないのである。米山 [2003] と対比的に、以上を示せば、次のようになる。

<私見における測定値と事実との関係>



以下、この図表に従って、各資産カテゴリーにとり、損益計算的にみた事実（さらには、事実割当てられる測定値）とは何か、という点を検討することにしたい。

まず売買目的有価証券であるが、この資産カテゴリーの本質は、時価の高騰を期待して、時価差額の獲得を企図しているという点にある。したがって、投機目的有価証券とよぶべきであり、以下、この用語を用いるが、いまこの時価差額を保有損益と名付ければ、投機目的有価証券は、損益計算的には、この時価差額という保有損益（[期末時価 - 期首時価 = 保有損益]）の獲得を企図しているので、時価で評価するのである。この点をより資産評価に即して言えば、次のようになる。上式を変形すれば、[期末時価 = 期首時価 + 保有損益] となるが、投機目的有価証券は、保有損益の獲得という損益計算上の意義の視点から、期首額に保有損益を加えた期末時価額で評価されるのである。

以上のように、投機目的有価証券においては、「時価が、一般的に価値表示（あるいはリスク・実態表示）を意味しているので、時価を割当てるのが、事実の表現になり、その結果として、いわばたまたま、時価差額が損益になる」というのではない。損益計算の体系という視点からすれば、投機目的有価証券の価値表示（あるいはリスク・実態表示）という事実の表現のために、時価を割当てたのではない。あくまで、投機目的有価証券の目的が時価差額の獲得にあるので、そのために、時価で評価するのであり、その結果として、いわばたまたま、価値表示（あるいはリスク・実態表示）にもなるにすぎない。そのかぎりにおいて、損益計算体系上、「事実の表現」というときの「事実」とは、本質的には、時価差額の獲得という計算目的に規定されたものとしての時価額を含意しているのである。

次にいわゆる満期保有目的金融資産であるが、この資産カテゴリーの本質は、定利の獲得を期待して、当初の利率で割引かれた増価（償却原価）の、期末額と期首額との差額（つまり受取利息）の獲得を企図している点にある。つまり、定利獲得目的の金融資産なのである。いま当初の利率を r 、そして第 $t-1$ 期および第 t 期の増価（償却原価）を、それぞれ D_{t-1} および D_t と表記すれば、 $[D_t - D_{t-1} = D_{t-1} / (1+r)]$ という関係式が得られる。これを変形すれば、 $[D_t - D_{t-1} = D_{t-1} \cdot r$ （受取利息）] となる。定利獲得目的の

金融資産というのは、損益計算上、このように、増価差額（受取利息）の獲得を企図しているもので、増価によって測定される。かくして、損益計算という計算目的の視点からみれば、増価評価が、事実の表現となるのである。

いま、その点をより資産評価に即して言えば、次のようになる。 $[D_t - D_{t-1} = D_{t-1} \cdot r$ （受取利息）]は、 $[D_t = D_{t-1}$ （期首元本） $+ D_{t-1} \cdot r$ （受取利息）]となるが、定利獲得目的金融資産の第t期の評価額は、それが定利の獲得を企図しているがゆえに、期首元本額に受取利息額を加算した増価額が、事実の表現となっているのである。会計においては、事実を忠実に描写するという会計の役割を果たすために、定利獲得目的金融資産に、増価という数値が割当てられるのである。定利獲得目的金融資産の増価という数値は、そうした意味で、事実の表現ということを含意していると筆者は考えている。

このように、損益計算体系からみれば、損益計算という計算目的に規定されて、事実の内容も異なってくる。すなわち、一方、投機目的有価証券のように、時価差額（保有損益）の獲得を企図するものであれば、時価という数値が事実の表示となり、他方、定利獲得目的金融資産のように、増価差額（受取利息）の獲得を企図するものであれば、増価という数値が、事実の表示となるのである。

最後に、それでは、価値生産活動に関する製品・商品等の取得原価は、どうなるのであろうか。この点、筆者は次のように考えている。すなわち、商品等にしても、売却時価で評価することは、理論的に不可能ではない。例えば、商品の仕入れ時において、購入時価100の商品を現金で購入したとし、その時点での見積売却時価は130であったとする。そして、その後、120で掛売りとすれば、次のような仕訳になるであろう（数値に付した「」は、見積り数値であることを意味している）。

<商品が成果値を分担する損益計算形態>

(イ) 仕訳

購入時：商品「130」,	現金100
	見積売却益「30」
売却時：売掛金120,	商品「130」
	見積売却益修正10

(ロ) 損益計算形態

商品：「収益」（見積数値）の表示	} 費用・収益の相殺による売却損益のみの 一面的損益計算形態
現金支出：費用の表示	

このように、商品を売却時価で評価することも、理論的には、不可能ではないのだが、その場合には、実際には未だ売却されていないいじょう、その売却時価というのは、あくまで、企業の見積数値に他ならない。「」を付した所以である。しかし、見積数値であるいじょう、その後、その金額で売却できるとは限らない。この場合のように、120でしか売却できなかったとすれば、先に計上した売却損益の金額を修正しなければならない。そのことは、現行会計に課せられている処分可能利益という性格、つまり確実性・確定性を具えた利益という性格に悖っているのである。

価値生産活動というのは、他者のために、経済財を消費しつつ付加価値の付された新たな経済財を創出し、それを市場に提供することにより、対価を獲得する経済活動である。そこでは、経済財の創出・引渡しと対価の獲得との交換により、損益が算出されるのであるから、その損益は、交換的損益に他ならない。それが交換的損益であるいじょう、犠牲値と成果値との交換が不可欠であるが、どの勘定科目が、その犠牲値（費用）表示および成果値（収益）表示を担うのかによって、その損益計算形態も、けっして一様ではない。成果値（収益）表示を商品が分担し、犠牲値（費用）表示を現金支出が分担することも可能なのであり、したがって、商品の売却時価での評価も可能なのであるが、しかし、その場合には、処分可能利益の計算という会計の計算課題を遂行できなくなってしまうのである。

そこで、会計は、商品に、成果値（収益）表示という役割を分担させること（商品を売却時価で評価すること）を断念し、犠牲値（費用）表示を分担させるという方向を選択したのである。すなわち、成果値（収益）表示に関しては、対価に任せ（対価が確実性・確定性を帯びた段階で、その対価に成果値（収益）を割当て）、（費用性）資産それ自体は、他方の犠牲値（現金の支出額）を追跡するという役割の遂行を担うこととなったのである。

以上を示せば、次のようになる。



＜商品が犠牲値を分担する損益計算形態＞

- (イ) 仕訳 購入時：商品100, 現金100
 売却時：売上原価100, 商品100, 売掛金120, 売上120
- (ロ) 損益計算形態
 現金支出→商品→売上原価：犠牲値の追跡（費用表示）
 対価：成果値の表示（収益表示）
- } 収益費用の独立化による
 } 二面的損益計算形態

以上のように考えれば、価値生産活動における製品・商品等の取得原価というのは、けっして、取得時以後の時価変動を無視した、各期末時点の事実から乖離した数値（取得時点という過去時点の数値）を意味するものではない。二面的損益計算という形態のもとにおいて、確定性・確実性を帯びた処分可能利益（投下資本回収計算としての利益）を算出すべく、犠牲価値の追跡という役割を、組織的体系的に担っているのである。購入時においてのみならず、その後の期末時・売却時においても、取得原価というのは、その期末時現在・売却時現在における犠牲値の表示という意味をもっているはずであり、そのかぎりでは、取得原価は、犠牲値表示に関する期末時現在・売却時現在における事実を表現していると言ってよいのである。

逆の面から再言すれば、商品等を現在の事実を表現するとされる時価で評価すること（米山 [2003] の主張）も、不可能ではないのだが、しかし、その場合には、一方、時価が売却時価の場合（つまり、購入時および期末時に売却損益を計上する場合）には、既述のように、会計上の利益に要求される確定性・確実性の条件を充たすことができないし、他方、時価が購入時価の場合（つまり、期末時に原価節約損益を計上する場合）には、機会原価の考え方を導入することになり、現に生じた経済活動に基づいて算出するという会計的利益の性格に悖ってしまうのである。

以上の検討結果によれば、価値生産活動に関する機械・製品等の取得原価評価もまた、犠牲値に関する事実の表現という点においてよいと筆者は考えている。したがって、会計は、基本的には、事実を忠実に描写する測定機構という特質をもっているのである。ただし、設備資産の減価償却のように、それが技術的に不可能なケースもあるので、その場合には、いわばやむなく、計画的規則的な配分方法をとらざるを得なくなる。したがって、優劣を問えない代替的な処理方法が許容されることになるが、しかし、それは、事実の忠実描写が技術的に不可能な場合に限定されるのである。

かくして、①事実とは乖離した表現（測定値）の許容という根拠による、割引債等に関する利息法と定額法との同格性の主張は、理論的に否定されなければならないであろう。

次に②現行会計ルールでは、優劣を問わない等価的な代替的諸方法が認められているという点を検討しよう。しかしながら、②現行会計ルールがそうになっているからというだけで、その現行会計ルールに合理性があるということになるのであろうか。米山 [2003] の根底には、あるいは制度の無謬性（より正確に言えば、最新の制度的規定の無謬性）といった観念が潜んでいるのかもしれないが、制度も人間が作り出したものであるいじょう、誤りがあり得るはずである。そうであれば、現行会計ルールがそうになっているというだけでは、優劣を問わない等価的な代替的方法が認められていることの妥当性を論証したことにはならない。そうした会計ルールの妥当性が、改めて、問われなければならない。

そのためには、まずもって、米山理論の理論体系の全体像が提示されていなければならないであろう。すなわち、基礎的命題から論理的に演繹できる下位命題を導出することによって形成された、全体として首尾一貫した米山理論の全体像が、提示されなければならない。そうした理論体系のなかに、優劣を問わない等価的な代替的諸方法の存在が位置づけられていれば、そうした位置づけによってそうしたルールの意味合いが理解できるであろうし、さらには、現行会計実践に関するその理論体系の全体としての妥当性を検討することによって、優劣を問わない等価的な代替的諸方法の存在の合理性を評定することも、可能となろう。しかし、そうした理論体系は、提示されていないのである。そういう状況のなかで、現行会計ルールによって優劣を問わない等価的な代替的諸方法が認められていると言うだけでは、そうした命題は現行会計ルールによって認められているから正しい、と言っているにすぎない。

、そこでは、ある理論体系に照らして制度の妥当性を論証しようとするのではなく、制度は正しいから正しいといったトートロジーが主張されているにすぎない。

それとも、③で示したように、設備資産の減価償却方法における定率法・定額法の事例が、その論証に相当するのであろうか。

しかし、そこでは、いわば突然、減価償却方法における定率法・定額法の実例が持ち出されただけであり、設備資産の減価償却方法と比較するだけでよいのかどうか、といったことはまったく視野に入っていないようである。つまり、複数の代替的処理方法の許容は、なにも設備資産の減価償却方法に限られているわけではない。他に棚卸資産についても認められているのであるが、それらの関係を全体的に考察することなく、設備資産の実例だけが、いわば突然提起されているのである。会計の全体像を視野に入れるかぎり、はたして、そのように、自己の当面の主張にとり好都合な一部の事例だけを取り上げるだけでよいのであろうか。棚卸資産の代替的処理方式の含意との比較検討を行なっていれば、本文で指摘したように、米山 [2003] の結論が導出されていたとは、筆者には思えないのである。ここには、自己の都合の良い事例だけを持ち出すことの危険性、つまり、部分の論理に基づく命題の脆さが、はしなくも露呈しているのではないだろうか。